

障がい福祉サービス事業所

職員の皆様へ

# ベースアップ等加算手当の支給

2023年4月～2024年3月の1年間

当法人では、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の申請を行います。下記の金額を調整手当として、毎月の給与日に支給します。

## 支給対象職員

対象となる職員の方は、加算対象の介護保険施設に在籍し、8時間労働の常勤職員で、2023年4月1日から2024年3月31日に勤務された方に支給いたします。

1、介護職員の方（調整手当4）

132,000円（月額11,000円）

2、その他の職員の方（調整手当5）

36,000円（月額3,000円）

障がい事業所すべての職員に配分したいと考えて決定しました。事業運営は厳しい中ですが、自己資金を充てて支給しますので、ご理解をお願いいたします。

2023年4月

社会福祉法人黒松内つくし園

理事長 大代 貴輝